



山梨学院大学

経営ナビゲーション

—ビジネス革新への航海図

No. 25-4

平成25年12月27日発行

山梨中央銀行
法人推進室

甲府市丸の内 1-20-8

山梨中央銀行は、大学等の研究機関が有する知的資産とビジネスの現場とを結びつけ、企業経営のイノベーションや事業機会の創出を支援するリエゾン（橋渡し）活動に取り組んでいます。

本レポートでは山梨学院大学の先生方と、その研究内容を紹介していきます。中小企業のみなさまが肌で感じとったビジネスの現場の空気と、気鋭の研究者たちが取り組むアカデミズムの最前線が出遭うこのレポートが、新たなビジネスの「創発(emergence)」の場となることを期待いたします。

<第12回>



身近な会社法

齋藤 雅代 先生
(法学部 法学科 准教授)

<<要点>>

- 株式は、多数の出資者を募れることから、大企業に向いているとされるが、日本の場合は、ほとんどの会社が株式会社となっている。
- 日本の株式会社には、「株式の譲渡制限」ができるという特徴があり、これにより好ましくない株主を排除できるため、同族経営など中小規模の会社にはメリットがある。
- 株式会社では、株主と経営者の目的に差が生じやすくなるため、株主による企業統治（コーポレートガバナンス）が求められる。
- 不祥事を防ぐためには、法令等遵守（コンプライアンス）が必要であり、「暗黙の了解」を「規定」として整備することが必要である。

■どのような分野を研究されていますか？

会社法の中の「株式」と「コーポレートガバナンス」を中心に研究しています。

「株式」とは、株式会社における「株主の地位を形にしたもの」です。株式は世界共通の形式であり、多数の出資者を募れることから、成長性が見込める大企業に向いているとされます。

しかし、日本の場合、他国とは違った株式会社の特徴があります。日本では、大企業だけでなく、多くの中小企業が株式会社となっています。これは、戦後の高度経済成長の最中に、多くの会社が株式会社として設立されたこと、少額の資本金でも株式会社を設立できるようになったことなどが背景にあります。また、平成18年に会社法が施行されたこと

に伴い、有限会社法が廃止され、有限会社の設立ができなくなり、従来の有限会社は法制度上、株式会社として扱われることになったため、現在では日本のほとんどの会社は株式会社だということになります。

さらに、日本の株式の特徴として「株式の譲渡制限」があります。株主は、原則として株式を自由に譲渡できますが、定款や契約によって株式の譲渡が制限されている場合があります。これにより経営者にとって好ましくない株主を排除できるため、とくに同族企業など中小規模の会社にはメリットがあります。昔は、上場して多くの人に株を購入してもらうことがステータスでした。しかし、近年では M&A が増加していることもあり、譲渡制限を行い、自社に関係のない人が株主として入ってこない仕組みを作ることを選ぶ会社もあります。

■「コーポレートガバナンス」とは何ですか？

株主が自ら経営を監視し、統治する仕組みのことを言います。本来、株式会社の考え方として、「会社は経営者のものではなく、資本を投下している株主のものである」という前提があります。

しかし、大企業になればなるほど、「株主」の目的は、株価の値上がりと高配当、「経営者」の目的は、自らの報酬増額や地位の安定となるおそれがあり、株主と経営者の目的に差が生じやすくなります。「コーポレートガバナンス」の考え方をもちなければ、外部からの目が入らず、株主を無視しやすくなり、最終的には、「不祥事」等に発展する恐れがあります。それを防ぐためには、普段からの「コンプライアンス」も大切となります。

■「コンプライアンス」とは何ですか？

「法令等遵守」です。文字通り、企業が法律、社会モラルを守った上で企業活動を行うことを言います。「コンプライアンス」が守られているという前提で「コーポレートガバナンス」は成り立ちます。しかし、法律を守ればうまく経営ができるというわけではありません。また、コンプライアンスを徹底するにはコストもかかり、利益に直接つながるものでもありません。

しかし、法を守るということは、車に乗るときにシートベルトを付けるのと同じで、付けなくても運転はできますが、万が一の時の責任は、増大します。大切なのは、万が一のことを考えて、日頃から最低限のルールを守るという意識をもつことです。

特に、同族経営には、「暗黙の了解」が多くありますが、「暗黙の了解」にしておくのではなく誰にでも分かるように「規定」として整備することが必要です。

■何か企業の方と共同で取り組みたいことはありますか？

企業のコンプライアンスに関する、アドバイス・研修についてご協力できればと思います。「会社法」について何かございましたら、ご相談ください。

以上

“会社法・コンプライアンス”についてご相談がある方は、
山梨中央銀行 営業統括部 法人推進室
TEL: 055-224-1091 まで、お気軽にご連絡・ご相談ください。